

2020 物流 TDM 実行協議会事業に係る運營業務委託  
落札者決定基準

2020 物流 TDM 実行協議会（以下「協議会」という。）事務局が発注する 2020 物流 TDM 実行協議会事務局運營業務委託に係る落札者決定基準については次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本委託業務の技術的な審査については、2020物流TDM実行協議会事務局運營業務委託技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）において実施する。
- (2) 技術審査委員会は、仕様書に記載している体制、機能及び技術等の必要要件を満たしているかの判断、下記2の（2）に基づき付与する点数の判断及び別紙「2020物流TDM実行協議会事業に係る運營業務委託 受託者の決定について」に基づき提出される技術提案書の内容について審査、評価する。

2 落札者決定基準

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の各要件ア及びイに該当する者のうち、技術点と価格点の合計である「総合評価点」が最も高い者とする。

ただし、最高得点者が2社以上あるときは、当該の者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない者にくじを引かせ、落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術点の評価で無効となっていないこと。

無効は以下のとおりとする。

(ア) 総得点が「0点」の場合

(イ) 提出が必須とされた資料を未提出の場合

(ウ) 技術点の評価するために提出された資料及び様式の内容に虚偽及び捏造が確認された場合

(2) 技術点及び価格点の得点配分

300点を満点とする。得点配分は、技術点を200点、価格点を100点とする。

なお、技術点の評価項目及び配点は次のとおりとする。

事業提案書の審査、評価項目及び配点（技術点）に係る点数配分表

○評価項目

評価項目	配点
1 東京 2020 大会及び TDM に対する理解度	10
2 本委託業務に対する理解度	30
3 企画内容	
(1)物流 TDM 対策の企画	20
(2)事務局機能の運営	20
(3)中小企業等への周知	40
(4)中小企業等への理解・対策促進	40
4 事業実施体制	30
5 政策評価項目	5
6 その他	5
技術点計	200

3 技術点及び入札価格の評価方法

- (1) 技術点の評価は、企画書等及びヒアリングによって行い、その評価基準は「4 評価基準」とする。
- (2) 技術点の評価は、技術審査委員会各委員の採点を合計し、委員数で割ったものとする。算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。
- (3) 価格点は、その入札価格に応じ、点数化する。点数化の方法は、次に示す方法による。  

$$\text{「価格点}=\text{満点の価格点}-(\text{入札価格}/\text{予定基準価格})\times\text{満点の価格点}」$$
算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

4 評価基準

技術提案書の評価基準は別紙「落札者決定基準における評価の内容、観点」のとおりとする。

(1) 提案内容に係る加点

別紙「落札者決定基準における評価の内容、観点」の(1)から(6)について、次の方法により算出する。

- ・評価は1から5までの5段階とする。
- ・詳細は、以下のとおりとする。

評価		加点
段階	内容	
5	傑出して非常に優れている提案	分類別配点 × 1.0
4	特に優れている提案	分類別配点 × 0.8
3	優れている提案	分類別配点 × 0.6
2	やや優れている提案	分類別配点 × 0.4
1	必要事項の記載のみ	分類別配点 × 0.2

(2) 政策的評価項目に係る加点

別紙「2020 物流 TDM 実行協議会事業に係る運營業務委託 技術提案書記載事項」の(5)について、①から⑦のうち該当する項目がある場合は1項目ごとに1点加点する。ただし、上限は5点とする。

2020 物流 TDM 実行協議会事業に係る運營業務委託  
落札者決定基準における評価の内容、観点

## ○ 評価項目

評価項目	評価の内容、観点
(1) 東京 2020 大会及び TDM に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を効率的・合理的に推進するにあたって、大会概要やこれまでの TDM の実施状況等を十分に理解しているか。</li> </ul>
(2) 本委託業務に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本委託で実施する業務の目的・概要及び都の現状を十分に理解しているか。</li> <li>・物流 TDM の意義・目的、本大会における重要性を十分に理解しているか。</li> <li>・本業務を理解した上で想定される課題と対応策を示しているか。</li> </ul>
(3) 企画内容	
物流 TDM 対策の企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定する実施計画について、大会までのスケジュールを踏まえた効果的なものを予定しているか。</li> <li>・周知範囲・対策実施範囲について、東京圏全域と重点取組地区でメリハリの利いたものを設定する適切な方法を計画しているか。</li> <li>・物流 TDM 対策の実手法は、実効性が高く効果的なものを検討する予定になっているか。</li> <li>・物流 TDM 対策の効果検証の方法は適切で、大会後につながるものになっているか。</li> </ul>
事務局機能の運営方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや個別相談に係るシステムの管理・更新方法は適切か。</li> <li>・オペレーターの設置・対応方法は、想定される問合せに適切に対応するものとなっているか。</li> <li>・協議会としての事務局活動は、第三者機関等の検査を踏まえた適正なものになっているか。</li> <li>・物流 TDM 対策の連携・調整及び管理方法は妥当で確実なものになっているか。</li> </ul>
中小企業等への周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知計画の検討方法及び準備内容は戦略的なものとなっているか。</li> <li>・4 月後半頃から 6 月上旬頃の広報周知方法・内容は妥当か。</li> <li>・6 月後半頃から 7 月上旬頃及び 8 月中旬頃の広報周知方法・内容は妥当か。</li> <li>・啓発グッズの作成は経済的で妥当なものか。また、保管・処理方法は適正か。</li> </ul>
中小企業等への理解・対策促進方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等の理解・対策促進のための準備方法を十分に考えられているか。</li> <li>・コンサルタントによる個別相談の方法・内容は妥当で確実か。</li> <li>・コンサルタントによる個別訪問の方法・内容は妥当で確実か。</li> <li>・社会保険労務士等による個別説明の方法・内容は妥当で確実か。</li> </ul>
(4) 事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的知識・経験・実績のある責任者、担当者を配置し、本事業を円滑に実施する体制が確保されているか。</li> <li>・類似の業務実績があるか。</li> <li>・業務実施工程表は適切なものであるか。</li> </ul>
(5) 政策的評価項目・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策的評価項目の記載があるか。</li> </ul>
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、本委託実施にあたっての更なる工夫・有用な提案があるか。</li> </ul>